

国民健康保険 課税限度額の改正について

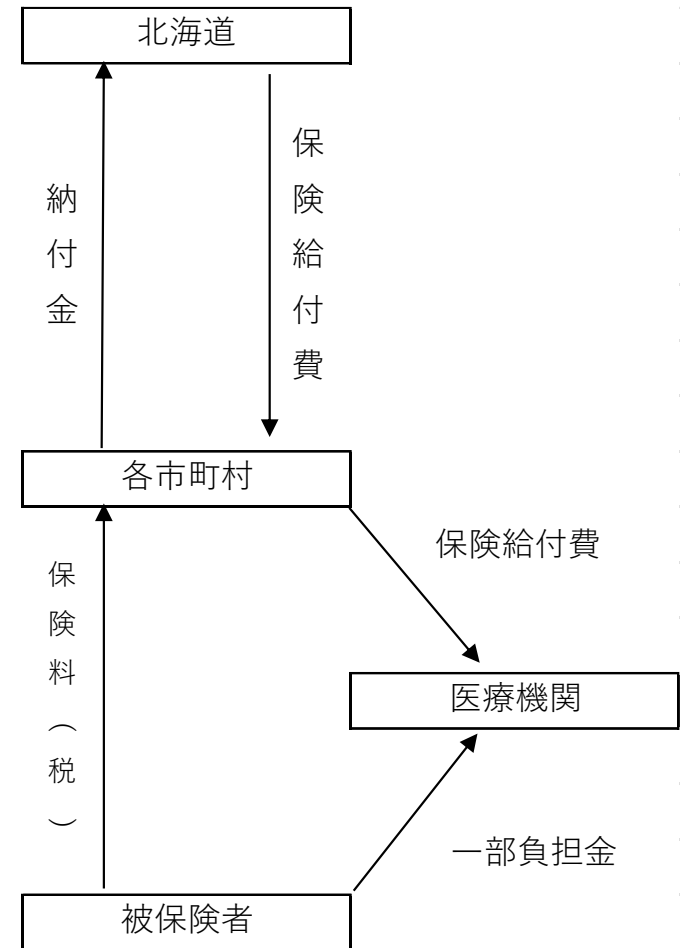
市民生活部保険年金課

(1) 北海道と市町村間の財政の仕組み

- 市町村は北海道から必要な保険給付費を全額交付される代わりに、北海道へ納付金を支払っている
- 納付金を収めるために各市町村は保険税率を設定し、税を徴収する

⇒納付金を賄える理論上の税率
「標準保険税率」が毎年北海道から示される

⇒令和12年度に保険税率の統一を目指している



1 国民健康保険税

(2) 国民健康保険(国保)税の構成

○国保税＝①医療保険分＋②後期高齢者支援金分＋③介護納付金分

①医療保険分に相当する課税額【医療分】

②後期高齢者医療制度に対する支援金に相当する課税額【支援分】

③介護保険料に相当する課税額(40～64歳)【介護分】

○各年税額(①～③)＝㉞所得割＋㉟均等割＋㊱平等割

㉞所得に対して一定の率を乗じた額

㉟被保険者1人につき一定額を乗じた額

㊱世帯ごとに一定額を加算する額

○課税限度額＝世帯主にお支払いいただく「年間の保険税額の上限額」

(3) 現状の本市の国保税

年税額		㉞所得割		㉟均等割		㊱平等割	課税限度額
①医療分	＝	前年課税所得 × 7.88%	＋	加入者数 × 16,700円	＋	世帯ごとに 29,900円	63万円
②支援分		前年課税所得 × 2.81%		加入者数 × 8,600円		世帯ごとに 6,600円	19万円
③介護分		前年課税所得 × 2.23%		加入者数 × 6,800円		世帯ごとに 6,400円	17万円

2 課税限度額

(1) 課税限度額の考え方

- ・国はサラリーマンが加入する社会保険等とのバランスを考慮し、段階的に賦課限度額の引き上げを行っている
- ・苫小牧市も国に合わせて段階的に課税限度額の引き上げを行っている

(2) 課税限度額の本市の現状

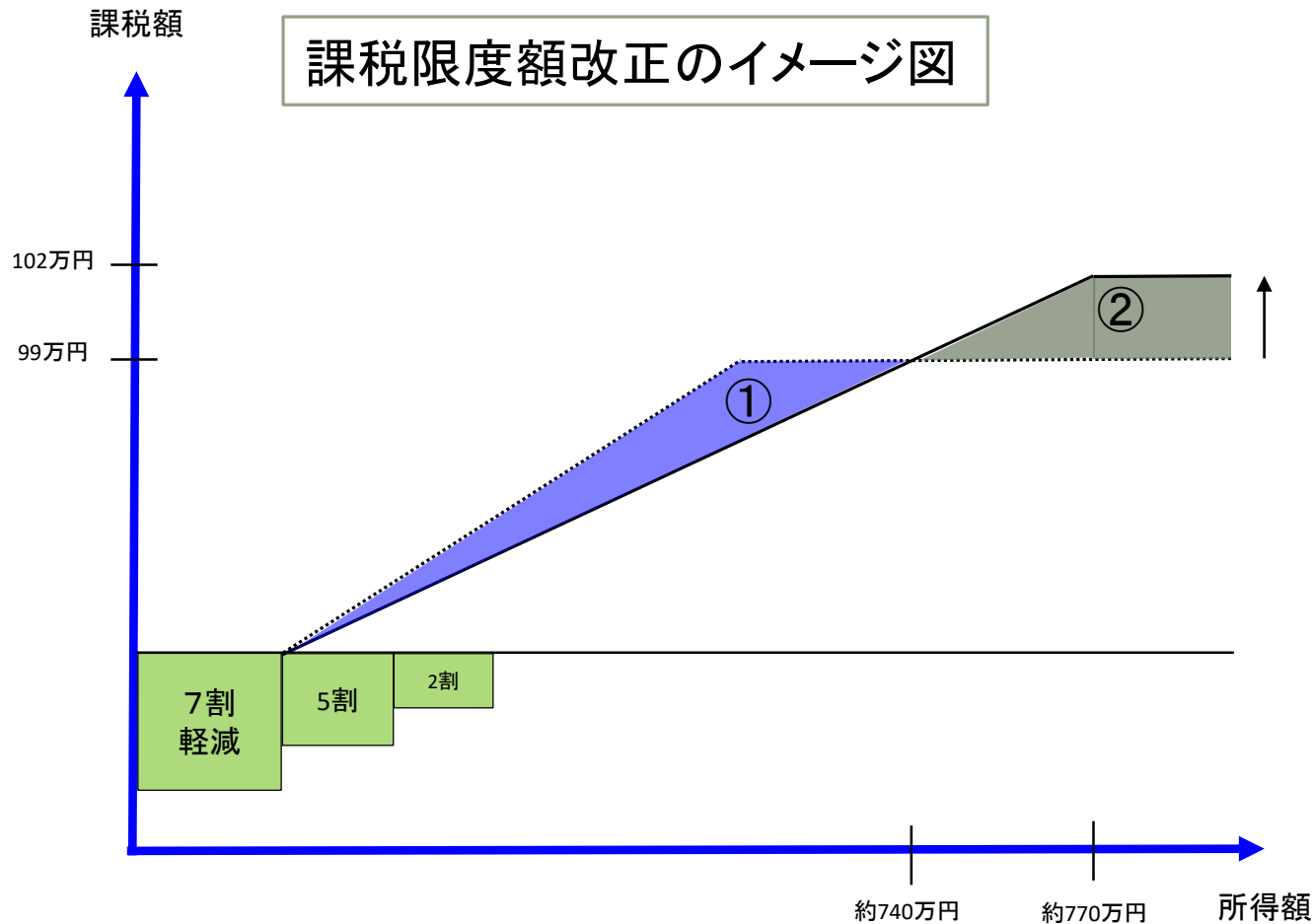
年度	医療分		支援分		介護分		合計	
	国	苫小牧市	国	苫小牧市	国	苫小牧市	国	苫小牧市
H30	58万円	53万円	19万円	17万円	16万円	15万円	93万円	85万円
R1	61万円	54万円		19万円		16万円	96万円	89万円
R2	63万円	58万円		19万円	17万円	16万円	99万円	93万円
R3		61万円						96万円
R4	65万円	63万円	20万円		17万円	102万円	99万円	

(3) 令和5年度課税限度額(改正案)

- 所得に応じた公平な負担を求め、低中間所得者層に配慮するため、99万円から102万円への引き上げを行う(令和4年度国基準と同額)

限度額	①医療分	②支援分	③介護分	合計
引上げ前	63万円	19万円	17万円	99万円
引上げ後	65万円	20万円	17万円	102万円
差額	+2万円	+1万円	—	+3万円

2 課税限度額



- ①は限度額を改正しない場合、税率改正により広い所得階層から負担を求めることとなり、低中間所得者層の負担も増えることとなる
- そのため、②により高額所得者の課税限度額を改正し、低中間所得者層の負担に配慮する

2 課税限度額

課税限度額引き上げに伴う影響

※令和4年度当初賦課時点

課税限度額	限度額超過世帯数			調定増額見込 (円)
	医療分	支援分	介護分	
99万円	149	217	72	4,782,500
102万円	144	197	72	

- ・ 課税限度額引き上げにより、高所得者層の負担額が増加する
- ・ 影響世帯数は217世帯、保険税調定額は約478万円の増額が見込まれる

限度額超過となる所得

夫(給与収入)、妻と子は収入なしの3人世帯 夫と妻は介護2号被保険者の場合

課税限度額		医療分	支援分	介護分
99万円	給与収入	約946万円	約794万円	約917万円
	(所得)	(約741万円)	(約605万円)	(約715万円)
102万円	給与収入	約974万円	約833万円	約917万円
	(所得)	(約766万円)	(約639万円)	(約715万円)

3 今後のスケジュール

日 程		内 容
【課税限度額改正】	8月19日	国保運営協議会へ諮問
	9月14日	市議会定例会 厚生委員会 概要説明
	10月上旬	パブリックコメントの実施
	12月上旬	市議会定例会 条例改正案提出